

日本生物工学会では、2017年度研究部会の設置申請を募集しております。研究部会の設置をご希望の方は、[研究部会規程](#)に従って研究部会設置申請書を**2017年2月24日（金）**までに学会事務局宛（）に提出してください。理事会で審議のうえ採否を決定し、申請代表者あてに審議結果を通知いたします。

研究部会設置申請に関する注意点

日本生物工学会は、特定分野の研究集会に対して下記のとおり研究部会制度を設け運営費の一部を助成します。2010年度から、第1種研究部会、第2種研究部会および若手研究会に対して理事会審議決定の補助金を付与するとともに、研究部会を学会運営の重要な柱と位置づけています。

理事会では研究部会活動の活性化を目的に、適切な成果発表の方法や場の確保、開かれて活力ある研究部会をめざした制度の改革について議論し、研究部会の存続期間などを含めた研究部会規程の見直しを行いました。

2017年度におきましては、申請に際して以下の点にご留意をお願いします。

- 1) 研究部会の存続期間について、第1種研究部会は1年とし、第2種研究部会と若手研究会については制限を設けない。
- 2) 助成金の上限について、第1種研究部会は20万円、第2種研究部会は5万円とする。
- 3) 第2種研究部会への助成金の支給期間は、5年を限度とし、2017年度より実施する。
ただし、すでに本年度の第2種研究部会にあつては
 - i) 2017年度に第2種研究部会の継続期間が10年を超える場合は、助成金を支給しない。
 - ii) 2017年度に第2種研究部会の継続期間が10年以内の場合は、申請に応じ3年あるいは第2種研究部会の存続期間が10年のいずれか早く達するまでの期間、助成金を支給することができる。
- 4) 研究部会承認後、和文誌に会員募集記事を出す（本部より一括してお願いします。記事には研究部会の目的、メリット、アウトプットなどを明示し、意欲ある会員が誰でも参加できるようにすること、会誌7号を予定）。
- 5) 一年の活動が終了した後、和文誌に活動報告を掲載する（会誌5号を予定）。
- 6) 本会の研究部会として活動する場合は、助成金の有無にかかわらず、申請・活動報告を行う。
- 7) 時代の要求、社会や会員の要請に応えるべく理事会では申請の内容を精査します。

活動報告については、年次大会以外の各種の機会に速やかにご報告いただくとともに、年度末には[研究部会活動報告書](#)および[会計報告](#)の提出をお願いいたします。

▶ [研究部会ページTop](#)